

座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成制度Q&A

	質問	回答
1	この制度はどのような制度か。	40歳未満のがん患者は、介護保険制度の対象外であるため、在宅生活において利用する居宅サービスに係る費用負担が大きくなる場合があります。このため、その費用の一部を助成するものです。
2	医療機関の意見書において「回復の見込みがない状態に至ったと判断する。」とはどのような状態か。	介護保険制度における第2号被保険者が要介護認定を受けるための要件である特定疾病「がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）」の診断基準が元となります。
3	医療機関の意見書の取得費用は、助成の対象に含まれるのか。	訪問介護等、助成対象サービス以外の費用は、対象外です。
4	「他の制度における費用の助成を受けている又は受けることができる場合」とはどのような制度が該当するのか。	障害福祉サービス、小児慢性特定疾病医療給付制度等のサービスが該当します。不明な点は、担当に問い合わせください。
5	交付申請について	<p>交付申請と決定（申請者⇔市健康医療課）</p> <p>座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金の交付申請に係る医療機関意見書を添えて提出してください。申請内容を審査し、市から座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書を郵送します。</p> <p>※申請は窓口または郵送</p> <p>※申請書は市HPからダウンロード、窓口設置、郵送対応</p>
6	交付決定後のサービスの利用と支払いについて	<p>サービスの利用と支払い（申請者⇔サービス提供事業者）</p> <p>市が申請書（第1号様式）の提出を受けた日以降のサービスに係る費用が助成対象となります。サービス提供事業者から請求された金額は、一旦、全額を支払ってください。その際の領収書等は、必ず保管してください。</p> <p>※ サービス提供事業者との契約等は、1か月単位の支払としてください。</p>

座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成制度Q&A

7	助成金の請求について	<p>助成金の請求（申請者⇔市健康医療課）</p> <p>座間市若年がん患者在宅療養支援事業助成金請求書（第6号様式）及びサービス提供事業者が発行した領収書（写）（利用明細書（写）含む）を提出してください。請求内容を審査し、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。</p> <p>※ 請求書（第6号様式）は、1か月分ごとに作成が必要ですが、複数月分をまとめて提出（請求）することができます。</p> <p>※ 請求期限は、サービスの利用月の末日から起算して1年以内です。</p>
8	既に在宅療養にてサービスを利用していますが、申請することはできるか。	<p>申請時の前からサービスを利用していても申請をすることはできますが、助成の対象となるのは、市が申請書の提出を受けた日以降のサービスに係る費用となります。</p>
9	利用途中に助成対象者が40歳を迎えた場合、誕生日の前日までの利用分の請求は可能か。	<p>40歳の誕生日の前日までのサービス利用分について請求することができます。1か月に満たない日数がある場合は、日割り計算となります。</p>
10	助成対象者の病状悪化等により、入院することとなった場合	<p>自宅等で療養している場合が対象です。入院期間中のサービスの利用は、本事業の対象外です。</p>
11	家族ではない支援者を申請者とすることは可能か。	<p>可能です。申請書（第1号様式）に、日常生活を支援する者を定める申立書を添付して提出してください。</p>
12	助成対象者が亡くなった場合の助成金の請求手続き	<p>助成対象者の要件を満たさなくなった時から1年の範囲において助成金を請求することができます。ただし、請求できるのは、交付決定者（申請者）のみとなります。助成対象者の病状等に応じて、予めご家族等が交付決定者（申請者）となることをお勧めします。</p>